

## 令和6年度第1回文京区公契約審議会 議事概要

日 時：令和6年8月26日（月）午後3時から午後4時35分まで

場 所：文京シビックセンター15階 入札室

出席者

（委員）磯崎初仁、望月由佳、山口巖、二木玲子、大辻成季、太田至豪

（事務局）竹田弘一総務部長、坂田賢司総務部契約管財課長、佐久間英一総務部契約管財課主査、貴答要総務部契約管財課契約係長

傍聴人：4人

### 1 開会

●総務部長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回文京区公契約審議会を開催させていただきます。

なお、審議会の定足数につきましては、規則第8条第2項に規定されており、本日は委員全員が出席されておりますので、会議を進めさせていただければと存じます。

また、本日は第1回のため、会長の選出が行われるまでは、私が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 2 委嘱

（委嘱状の交付）

●総務部長 続きまして、成澤区長からご挨拶を申し上げます。

●区長 皆さん、こんにちは。令和6年度第1回文京区公契約審議会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、お忙しいところ、委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。

本区の公契約条例ですけれども、公契約の適切な履行や行政サービスの品質確保に向けた取組をさらに進めるということで、本年6月区議会で議決をされまして、来年4月からの施行を予定しております。

昨今の区内の経済状況ですが、物価やエネルギー価格の高騰、国際情勢の変化等により、区内企業は依然として厳しい状況に置かれているという認識をしております。また、中小企業の人手不足は景気が持ち直していく中ではありますが、より強くなっておりまして、人材確保が大きな課題となっております。この公契約条例の取組や審議会でのご審議によりまして、公共

工事や公共サービスの品質の向上を図るとともに、従事される方々の賃金の保障や労働環境が整備されることで、地域経済の活性化に寄与するものといいたしたいと思います。

委員の皆様方のお力添えをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

●総務部長 成澤区長は次の公務がございますので、ここで退席をさせていただければと思います。

(区長退室)

それでは続きまして、本日は第1回目ということで初めての審議会ということでございますので、委員の皆様から一言、自己紹介を名簿順にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(各委員自己紹介)

(事務局自己紹介)

### 3 文京区公契約審議会の会長・職務代理者の選出

●総務部長 それでは、次に次第の3番でございます。審議会の会長及び職務代理の選出を行ってまいります。文京区公契約条例施行規則第7条第1項の規定により会長は委員の互選により定めることとされています。また、職務代理につきましては、同第7条第3項によりあらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理するとされております。

つきましては、まず会長について、立候補もしくは適任と思われる方のご推薦がありましたら挙手をお願いいたします。

望月委員、お願いします。

●望月委員 地方自治や行政学をご専門に研究されていらっしゃる磯崎委員をご推薦したいと思います。

●総務部長 ご意見ありがとうございます。

ただいま望月委員から磯崎委員の推薦がございましたが、ほかにご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

●総務部長 それでは、磯崎委員を会長にお願いしたいと思います。皆様、拍手をもってご承認いただければと思います。

(拍手)

●総務部長 ありがとうございます。それでは会長は磯崎委員に決定いたしました。磯崎会長、一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。

●会長 ご指名をいただきました、磯崎でございます。

先ほど申し上げましたように、地方自治論、行政学を専門にしております、地方自治の制度や政策には関心を持ってまいりました。その流れの中で公契約条例についても関心を持っておりましたが、公契約などの実務や理論に精通しているわけではございません。そういう意味では皆様にご迷惑をおかけするかと思いますが、一生懸命務めたいと思っております。

今、条例のことを申し上げましたが、公契約条例は大変重要な条例だと思います。公共施設のあり方や公共サービスの基盤を支えるような波及効果の大きな重要な制度ではないかと思っております。文京区がそうした先進的な条例を制定されたことに、敬意を表したいと思っておりますし、この審議会に課せられた役割も大変大きいと思っております。

物価の上昇や賃金なども非常に流動的な状況でございます。そうした多面的なことに配慮しながら、審議に臨む必要があるのではないかと考えております。委員の皆様におかれましても、ぜひご指導ご協力をいただきまして、力を合わせて責務を果たしていけるよう努めていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●総務部長 それでは、この後の進行につきましては、会長に引継ぎをさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

●磯崎会長 はい、承知いたしました。

それでは、規則の第7条第3項の規定にございますが、職務代理の指名が必要になっております。僭越ではございますが、私からこの分野に労働関係などにも大変精通されている望月委員をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

(拍手)

●会長 それでは望月委員、一言ご挨拶をお願いします。

●望月委員 改めまして、特定社会保険労務士の望月でございます。

私、文京区で長いこと、社会保険労務士の事務所を法人という形でさせていただいております。日々使用者の皆様、労働者の皆様とご一緒に賃金を含めた働き方をどう改善して、より良くしていくかということについて、相談をしながら関わらせていただいております。

主に現場で皆様といろいろやり取りするという中で、たくさん学ばせていただくことがございますので、少しでもこの審議会で、そういったこれまでいろいろ皆様から教えていただいた内容ですとか、現状ですとか、そういったものを踏まえて委員の皆様と検討していければとい

うふうに思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

●会長 ありがとうございます。

#### 4 諮問

●会長 それでは早速ですが、次第4の諮問に入りたいと存じます。事務局からお願いいたします。

(会長に諮問書を交付)

#### 5 文京区公契約条例の概要について

●会長 それでは、次第の5でございますが、文京区公契約条例の概要についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

●契約管財課長 それでは説明をさせていただきます。

(配付資料の確認等)

それでは、文京区公契約条例の概要について、資料の第2号をご覧くださいと思います。

まず、条例の1の目的です。入札、契約を適正に行い、従事される労働環境の整備を進めていくことで、区が結ぶ契約、公契約を適正に行い、公共工事や公共サービスの品質を確保していくことをこの条例の大きな目的としております。

2の定義は、用語の定義ございまして、3の基本方針から5の受注者の責務までの内容は、全ての公契約に適用されるものとしております。

次に6番の適用範囲についてです。①が工事又は製造の請負契約で、予定価格が1億円以上のもの。②は業務委託の契約で、予定価格が1,000万円以上で、規則で定めるものとなります。また、③は指定管理協定となります。

ここで、2番目の業務委託の規則で定めるものについて、資料集の4の最後ですね。資料の12番目が公契約条例施行規則となっております。この第3条の適用範囲をご覧ください。1番の清掃業務、2番の警備業務から7番目の育成室などの事業の運営に係る業務委託契約が、公契約条例の対象となるということで、規則で定めているものでございます。

資料第2号にお戻りをいただきまして、真ん中の7番目は、労働者等の労働報酬を定めたものです。こちらは労働者の方々に対して区長が定める額、これを労働報酬下限額といたしますが、その下限額以上の報酬を支払わなければならないことを約定するものとしております。

続きまして、8番目の労働報酬下限額の決定等についてです。下限額を決めるに当たっては、

①にありますように、工事の契約につきましては、農水省及び国土交通省が定める公共工事の設計労務単価を勘案して定めることとします。もう一つの業務委託契約と指定管理協定につきましては、地域別最低賃金その他公的機関が定める基準を勘案して定めるものとしております。

続きまして、9番目の約定する事項として、労働関係法令の遵守ですとか、報酬に関して受注者が連帯責任を負うことや、労働報酬下限額の周知を労働者に行うこと、申出をした際の労働者への不利益な取扱いを禁止することなどを掲げたものでございます。

続きまして、右側の10番の労働者等への申出につきましては、もし、労働報酬がきちんと支払われないときは、区や受注者、受注関係者に対して、申出ができることとなっております。

続いて13番目、こちらは公契約審議会について定めたものですけれども、先ほどもありましたように区長の諮問に応じて調査審議し、答申を行うことですとか、審議会は各団体の方や学識経験者の方で組織されることを定めているものでございます。

最後に14番目の委任のところですが、条例の施行に関しては、必要な事項は規則で定めることとしており、適用する業務委託契約等の範囲ですとか、審議会の運営に関すること、区へ報告する労働条件に関する事項や労働者の方々へ周知する事項などを定めているものです。

資料集の12をご確認いただければと思います。あと、資料集の11が文京区公契約条例であり、参考に付けているものでございます。

簡単ではございますが、文京区公契約条例の概要については以上となります。

●会長 ありがとうございます。それでは、皆様からご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次第5は以上にしたいと思います。

## 6 議事

●会長 続きまして、次第6の議事に入りたいと思います。

まず(1)の令和7年度労働報酬下限額についてです。事務局から、ご説明をお願いいたします。

●契約管財課長 資料第3号が下限額についての案ですけれど、その前に資料第4号の資料集の資料1をご覧くださいと思います。

まず、労働者等の適用範囲について、改めてご説明をさせていただきます。

区が定める労働報酬下限額以上の支払いが適用される労働者の範囲がどこまでかということ、一つ目がこちらにありますように労働基準法の第9条に規定する労働者ですけれども、正

社員のほか日雇労働者、パート、アルバイト、派遣労働者も含むものとしております。二つ目は、いわゆる一人親方のことでございます。

また、下のアスタリスクですけれども、受注者に雇用される者だけではなくて下請負事業者ですとか、再委託事業者に雇用される方も含まれるものとしております。

また、二つ目のアスタリスクですけれども、次に掲げるものは労働報酬下限額を適用されないということで、まずアが、親族のみで使用する事業又は事務所に使用される者や家事使用人です。次のイは、ボランティアですとか、会社役員の方。またエの公契約に直接従事しない方、例えば本社で従事する事務員の方などは対象となりません。最後のカについては、工事請負契約の場合になりますが、監理技術者ですとか、主任技術者は労働報酬下限額が適用されないこととなります。

続いて、資料2は労働者等に支払う報酬についてです。

こちらは労働者等の方々に支払う報酬総額のうち、次に掲げる手当等の合計額を1時間当たりの報酬に換算した額が労働報酬下限額以上となるように取り扱うものです。

まず工事等の請負契約の場合ですけれども、算定方法は、公共工事設計労務単価に含まれる手当等の合計額を1時間当たりの労働報酬に換算した額となるものです。

(2)の対象となるものとしましては、基本給相当額ですとか、基準内手当、家族手当ですとか、実物給与のところ定期代ですとか、あと臨時の給与ですね、賞与等がこの対象となります。対象から除くものは、時間外割増賃金ですとか、本来は経費に当たるような手当、工具手当ですとか、車両手当等は対象から除くものとしております。

続いて、今度は工事等以外の業務委託契約、指定管理協定の場合ですけれども、こちらにつきましても1時間当たりの労働報酬に換算した額となるところのお話ですけれども、対象とするものが若干違っておまして、対象とするものは基本給の相当額、基本給と諸手当の職務手当や現場手当等が対象とするもので、対象から除くものとしまして、臨時の給与や通勤手当、家族手当等がその他の手当は対象から除かれるものとなっております。

それでは資料第3号にお戻りいただければと思います。

ここから、令和7年度の労働報酬下限額案についてご説明をします。

まずは文京区の労働報酬下限額ということで、まず工事、製造の請負契約の労働者の方々の労働報酬下限額についての説明です。この労働報酬下限額を定めるに当たっては、公契約条例の第8条第1項第1号により農水省や国交省が定める公共工事設計労務単価その他の事情を勘案することとしております。

続いて、アの公共工事設計労務単価の説明ですけれども、こちらの労務単価は、公共工事の発注の際に工事費の積算に使用するためのものであって、所定労働時間内8時間当たりの労務単価を設定することとしております。

また、労務単価は毎年都道府県別に決定されるもので、こちらにつきましては資料集の資料4に東京都の公共工事設計労務単価が示されておりますけれども、ご覧のようにタイル工とか屋根ふき工、建築ブロック工の職種については調査で十分な標本数が得られないため、公共工事設計労務単価が設定されておられません。そのため、内容が比較的近いと考えられるものを活用することとします。

続いて、資料第3号にお戻りいただいて、アの公共工事設計労務単価のところですけれども、令和5年度に実施した調査に基づいて令和6年度の3月から適用する公共工事設計労務単価については、全国の全職種単純平均で前年度比5.9%引き上げられたものとなっております。東京都では、5.7%の上昇となっております。

続いて、イの東京23区内の労働報酬下限額の設定状況です。資料集の5番目をご覧くださいればと思います。工事等に係る他区の労働報酬下限額の設定状況という資料です。こちらは、公表されている11区中10区が公共工事設計労務単価に100分の90を掛けております。1区だけは100分の85を乗じた金額で、労働報酬下限額を設定しております。

また、その下の見習い・手元や年金等の受給のために賃金を調整している労働者の方々に係る労働報酬下限額についてですが、設計労務単価が設定されている職種のうち、軽作業の単価に100分の70を乗じて算定している区が8区、100分の72を乗じて算定しているところは、1区となっている状況です。

続きまして、資料第3号にお戻りいただきまして、1ページ目の(2)ですけれども、文京区における令和7年度労働報酬下限額の案になります。

まず、熟練労働者・一人親方についてですけれども、令和7年度においては東京都に適用される公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とすることを考えております。

次のページのイですけれども、熟練や一人親方以外の労働者ということで見習い・手元等の労働者につきましては、原則として公共工事設計労務単価の基となる調査の対象とはなっていません。そのため、作業の補助的な業務を行う熟練労働者・一人親方以外の労働者については、令和7年度において東京都で適用される設計労務単価における「軽作業員」の単価を基に算定することとしまして、当該単価の100分の70を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した

額とすることを考えております。

続いて、その下の2番になります。工事製造以外の請負契約及び業務委託と指定管理協定に係る労働者等についてです。

まず、(1)の説明になりますが、こちらも労働報酬下限額を定めるに当たっては、条例第8条第1項第2号の規定により最低賃金法第9条第1項の規定する地域別最低賃金その他の公的機関が定める基準を勘案することとしております。具体的には、令和6年10月から適用される東京都の最低賃金、他区の労働報酬下限額の設定状況を踏まえて設定することを考えております。

まず、最低賃金ですけれども、参考に資料集6をご覧くださいと存じます。

こちらは東京都の最低賃金の推移を記載したものです。最低賃金につきましては、法に基づきまして最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果などを十分に参考にしながら審議され、労働者の生計費や賃金の状況を考慮して、決定又は改定されるものとされております。

令和6年7月25日に開催されました中央最低賃金審議会におきまして、令和6年度の地域別最賃の改定の目安について答申がまとまりまして、各地方の最低賃金審議会でのこの答申を参考に地域別の最低賃金が決定されております。

東京地方最低賃金審議会では、現行の最低賃金の時間額1,113円を50円引き上げて、1,163円に改定することが適当である旨の答申が、今月8月5日に行われたところです。

資料第3号にお戻りいただいて、3ページ目の東京23区内の労働報酬下限額の設定状況についてです。こちらについては、資料集の7がありまして、一番左端の表ですけれども、令和6年度において23区では11区が設定しておりますけれども、各区の労働報酬下限額を表にしたものです。最大で1,330円、最小で1,191円の額が設定されておりまして、平均額では1,235円となっております。

また、令和5年10月1日から適用されている東京都の最低賃金ですが、こちらは1,113円ですけれども、これとの比較では最小で78円、最大で217円が上乗せされた金額で労働報酬下限額が設定されています。下の表は、文京区に隣接する3区を抜き出したものです。

続きまして、次の資料8をご覧くださいと思います。こちらは東京都区部の消費者物価指数でございます。一番上が令和6年で2番目の表が令和5年ですけれども、総合のところの上昇率、前年同月比の平均を見ていただきますと、令和5年は3.2%平均で上昇しているということが分かるかと思えます。また、上の表は令和6年ですが、こちらは1月から7月までの表ですけれども、前年同月比では平均で2.2%の上昇が見られます。



次に、資料9番の表ですが、その他の事情を勘案するということでは、文京区内にあるハローワーク飯田橋にて受理した求人の上限・下限賃金を職種ごとに平均した賃金上限及び賃金下限について統計情報が公表されていますので、それを資料としたものでございます。労働報酬下限額が適応される業務に関する業種については、令和6年度4月から6月までの平均の賃金上限が1,264円、対前年度比で101.6%、賃金の下限が1,194円、対前年度比で101.8%となっております。

資料第3号の3ページにお戻りください。令和7年度の労働報酬下限額案は令和6年10月1日から適用される予定の東京都の最低賃金1,163円に対して、令和6年度の11区の労働報酬下限額の平均額に占める上半期の最低賃金の比率を掛けまして、最低賃金1,163円に128円上乗せした1,291円とすることを考えております。

最後に資料集の3をご覧ください。こちらは今後のスケジュールになります。公契約審議会については、本日第1回ということで、8月の下旬に（諮問）ということで入れさせていただきましたけれども、その後、10月に第2回の審議会を想定しておりまして、第3回目の審議会で答申という流れを考えております。また、第2回、第3回の審議会につきましては、会議の最後に日程調整をお願いできればと思っております。

次に、その下の労働報酬下限額についてですけれども、区の予算編成の関係で今回の審議会後に見込額を庁内に周知する予定です。来年度の予算編成を行う作業等がありますので、ここで庁内に周知をさせていただき、12月の答申を受けて最終的に決定をするような形です。その後、年明け1月に労働報酬下限額を告示する予定です。

次に、告示の②工事関係につきましては、令和7年3月からの公共工事の設計労務単価が例年2月頃に決まりますので、それを受けて告示の第2弾として工事関係についてはお知らせをすることを予定しています。

次に、公契約条例の手引き等ということで、公契約条例に関して分かりやすい説明とか、区への報告、周知に当たってのひな形等を含めた手引きを作成する予定です。また、チラシの作成も予定しております。手引きにつきましては、12月ぐらいには取りまとめていきたいと考えております。

次に、予算関係のところですが、新年度の予算編成の作業を行うため、今後9月に各所管において予算立てをして、10月にヒアリングが行われ予算案を固めていくというような流れになっております。契約事務の関係につきましては、年度当初契約の準備期間が年明け中旬ぐらいから始まります。今後のスケジュールについては以上となります。

続きまして、資料の10です。各区の公契約条例の適用範囲というところで、公契約条例が制定された順で、文京区を含め13区の条例の適用範囲について一覧にした資料となっています。

次に、資料の11が、先ほど概要のところでご説明しましたけれども、文京区公契約条例の条文となっております。第1条から第14条までの条文と附則、別表となっております。

資料12は、規則です。適用範囲や審議会の会長の選出のほか、2ページをご覧くださいと第8条が審議会の運営等について規定しています。第11条では労働条件での区への報告について、第12条は労働者等に対する周知ということで、下限額はもちろんのこと、対象となる労働者等の範囲ですとか、連帯責任に関する事項ですとかそういったものや申出に関する事項を労働者等に周知するということを定めているものでございます。

説明は以上となります。

●会長 丁寧な説明をありがとうございました。

令和7年度労働報酬下限額について、事務局案ということで前半ご説明がございました。その後、スケジュールの関係とか、関連する諸規程についてのご説明もございました。一気にご説明いただきましたので、順に委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。ご質問、ご意見いかがでしょうか。

●委員 初回からかなりのボリュームがあって、資料もたくさんあって丁寧にご説明いただいたかと思うのですが、ちょっとたくさんあり過ぎて何から申し上げたらいいのか。

●会長 どうぞ順番に。

●委員 ちょっと時間がかかってしまったら恐縮ですが、まず私どもの連合、労働者団体の立場で、文京区内を問わず東京都内で多くの働く組合員さん、働く仲間がいらっしゃって、主に業務委託、指定管理者であったりそういった分野で清掃業務だったり、給食業務だったりにおいて仲間が働いています。そういった皆さんからの声を受けて、文京区において公契約条例の制定をお願いしてきたところ、ようやく条例ができて、非常にうれしく思っています。

建設とか工事に関しては、ちょっと専門外ですけども、主に業務委託、指定管理に関して、いろいろな現場から聞く声とかも踏まえて、この審議会の中でお伝えをしていければと思います。我々の団体、労働者という立場ですけども、公契約条例がより良いものとなって、しっかりと合意をされていくためには、特にこの審議会の中で、事業者団体の皆さんや区側と連携してより良いものにしていくための議論というのが、一番大事なのかなと思っておりますので、そのことは最初にまず申し上げたいと思います。

それで、この審議会の進め方に関してなんですけれども、先ほどスケジュールをお示しいた

だき予算編成のこともありますが、我々の立場からすれば、いきなり最初にしかも条例ができ第1回目という中で、早速、具体的な金額、見込額も決めるということだと、かなりスケジュール的にタイトだなという印象を受けます。

やはり、先ほど区長もおっしゃっていたとおり、今の区内事業者の厳しい状況とか、公共サービスの担い手がなかなか確保できない今の社会情勢、社会経済情勢ですね、そういったことを踏まえて、公契約条例をどう運用していくのかというようなことは大事なと思います。数字、金額ありきとかではなくて、周知をどうしていくのか、条例の実効性が確保されるための施策はどういったことが必要なのかというところで、23区内で13番目ということでしたけれども、近隣でも先行している自治体がある中で、そういったところの取組なども参考にすることも必要になってくると思いますので、いろいろと議論すべきこと、検討していくことというのはあるのではないかと思います。進め方やスケジュール感について、今年は初年度なので6月に条例ができ、8月に審議会を立ち上げざるを得なかった事情は多少の理解はしますけれども、まずは時期の問題とか、進め方、また1回目、2回目、3回目で最後答申という運びになるのかと思うのですが、そこに至るまでの全体のスケジュール、こういった中身で、この審議会の運営をしていくのかということをもっと改めたいとお伺いできればと思っております。

いずれにせよ、非常に期待されている条例だと思いますし、今、都内で一番新しいことから、注目されている条例かと思っておりますので、こういった思いとか考えで進められていくのかというところをお伺いできればと思います。

以上です。

●会長 ありがとうございます。それでは、事務局からスケジュールの考え方あるいは途中におっしゃっていただいたような条例の実効性の確保みたいなこと、この辺りについてご説明いただけますでしょうか。

●契約管財課長 まずスケジュールにつきましては、やはりどうしても、区の予算編成に合わせた形でスケジュールを組んでいかないと、当然税金なのでその辺りを丁寧に進めていかなければならない。予算編成に当たって見積書を徴取しなければならないことがあるため、ある程度一定の金額をお示しして庁内に周知を図り、進めていくことを考えております。

ただ、この金額につきましては、これで決定というふうには思っておりませんので、本日の審議会や第2回目の審議会でご議論いただいて、そこで最終的には固めて、第3回目の答申というふうな流れを考えております。

実効性の確保というところですが、先ほど委員のほうからもお話があったように初年

度というところもあって、周知というところではちょっと足りないところもあるかとは思いますが、今回の審議会、あと2回目の審議会後に、今後手引きやチラシ等を作成して、対象となるような契約、想定されるような契約については十分周知を図っていきたいと思っております。また、必要に応じて団体等のところに足を運んで丁寧に説明して、この条例を実効性あるものにしていきたいというふうに考えております。

●会長 ありがとうございます。

●委員 ぜひ開催の時期とかスケジュールについては、これに関しては次年度以降で結構ですのでご検討いただければと。労働報酬下限額を決めるということもあるかと思うのですが、この審議会の役割はそれだけではなくて、そのほか公契約条例の全般に関わるようなことが基本的だと思いますので、もし予算の時期があるのであれば、この前にもう一回何かして、前年度の振り返りをするとか、社会経済情勢全般について意見交換をするとか、地元の事業者の皆さんの本当に実際の状況がどうなのかというようなことをヒアリングするとか、現場の実態というか実情をしっかりとつかむため、あともろもろの東京都の最賃が出たりとか人事院勧告が出たりということも、大体、7月、8月の時期ですので、そういった公的な指標が出る時期にいきなり何円という数字の議論をする前に全般的な意見交換をする場というのが必要じゃないかなと思いますので、ぜひ次年度以降ご検討いただければと思います。

以上です。

●会長 ありがとうございます。それでは、ほかの委員いかがでしょうか。

●委員 まずは、必要な事項が全て含まれている形で条例をつくっていただきまして、ありがとうございました。審議会で、建設を取り巻く状況について、ぜひ認識を合わせていきたいなと思っております。

私ども全建総連東京都連合会は、東京都内で働く建設職人さんの3人に1人が加入しているということで、統計上は十分なデータを持っているのかなと考えています。

今、建設を取り巻く状況としては、やはり入職者がいない、それから高齢化も進んでいるというのが状況としてありまして、ここから何が起こるかという、つい最近もいろんなところで震災が起こっていますけれども、何かあったときにそれを戻していく力がどんどんなくなってきているということです。

今、全建総連東京都連と東京都の間で防災協定を結んでいまして、震災が発生したとき住宅の半壊、住宅の準半壊があった場合は応急修理をすることになっているのですが、なかなかその人手も足りなくなってきています。あわせて、アスベストなんかもありますので、

事前調査が必要になり、なかなか大変な状況になります。

こういう中で、やはり新しい職人さんを建設業に迎え入れなければならないのですけれど、今、有効求人倍率が一般の職種で1.23倍ですが、建設は4.8倍。ほとんど建設はスルーされてしまう。それも先ほどお話ししたような形で高齢化も進んでおりますし、若手が入ってこない。

一番の要因としては、厚生労働省の賃金構造基本統計調査というのが出ていますのですけれど、賃金が全産業平均で今494万円、それに対して建設が417万ということで圧倒的に賃金が少なく、15.6%低い。同じく厚生労働省が毎月勤労統計調査で、年間の出勤日数が全産業で211日、それに対して建設はプラス30日で241日ということで、働く時間は非常に長いのに賃金が少ないということで若手が入ってこない。

どのぐらい入ってこないかというのは、今度は総務省の労働力調査ですけれど、今55歳以上の労働者というのは、全産業では31.9%、それに対して建設は36.6%、約5%高齢化が進んでいます。29歳以下の若手の労働者ですね、全産業では16.7%なのですから、建設は11.6%ということで、これもやはり5%ぐらい少ない。おおむね全体的に5%歳を取っているのが建設業ということです。

ですので、この状況が今非常に問題になっていて、今年も通常国会のところでは、担い手3法という法律がありまして、品確法と建設業法、入札契約法が改正されました。とにかく、もうこのままだと震災なんかでも対応できないので、職人さんが自信を持って、誇りを持って働ける建設業をつくっていかうということで、ようやく今年スタートしたというところです。

初年度の労働報酬下限額に関しては、先行している区と同等の条件ということですので、ぜひこれで進めていただきたいと思うのですが、やはり来年以降のところは、この担い手3法の趣旨に合わせ、考え方を変えていく必要があるのかなと考えています。

具体的には、熟練労働者に関して、公共工事設計労務単価の9割というのはいいのかなと思いますけれども、未熟練のところ、資料4を見ていただきたいのですが、上から3番目が軽作業員となっていて、上から10番目の鉄骨工ぐらいまで見ていただくと、際立って軽作業員の単価が低いです。未熟練はほかの職種に比べて低い軽作業員の単価にさらに7掛けになると、果たしてこれから建設で働こうという方がやりたがるのか。特に今年も暑いですし、異常気候が続いている中で、大変つらい思いをしている。ですので、やはりこれから人材育成を考えていく中で、これはないのかなというふうに考えています。

それで、またこの軽作業員の定義ですけれど、これは国の公共工事設計労務単価を定めているところで、調査対象職種の定義、作業内容とあるのですけれど、軽作業員とは主として人力

による軽易な次の作業を行うということで、軽易な清掃又は後片付け、公園等における草むしり、軽易な散水、軽易な小運搬、準備測量、出来高管理等の手伝い、仮設物、安全施設等の小物の設置又は撤去、品質の管理のための試験等の手伝いということで、完全に手伝いということとです。

ですので、例えば今後の議論では、この軽作業員の7割ということではなくて、もちろん軽作業員として雇われた方は軽作業員の9割でいいと思うのですけれども、それぞれの職種の中で9割がベテランであれば7割で働いてもらうとかということでは考えられないかなというふうに考えています。今の提案の根拠としては、国交省が技能者の職種別レベル別賃金という考え方を持っていて、国土交通省の方で具体的に公共工事設計労務単価があって、熟練で7年以上働いていて、一定の資格を持っていて、マネジメント経験を持っている人はこの金額、入ってきてまだ特別教育しか受けていないような人はこの金額と定めていますので、ぜひ来年以降、この辺の認識を合わせていただいて、また学習会もやりながら一緒に考えていただければなというふうに思っています。

その上で、今年に関しては初年度ですので、ぜひ条例の周知をやっていただきたいところで、事業者団体の方に関しては帳簿型ではなくて、簡易なチェックシート型ということでやり易い形になっているかと思うのですけれども、事業者団体の方からはチェックシート、また労働者に対してもアンケートを取って、それぞれの状況を見られるようにしたいというのと、ほかの区では社労士会に委託して事業所のアンケートですとか、あとは帳簿のチェックなどもやっていますので、それぞれの方面から二重三重に条例がうまく動いているのかどうかということでチェックできるといいのかなと思っています。

●会長 ありがとうございます。検討課題を幾つかいただきましたが、可能な範囲でコメントをいただけますでしょうか。

●契約管財課長 まず軽作業のところでは、基本的には事業者の方と労働者の方の契約の中で結んでいただくということで、その辺りの判断というのは事業者の方々の判断ということもあるかと思いますが、その定義については、いろいろなところを調査して検討できればと思っています。

条例の周知については、先ほど申しましたように手引き、チラシ等を作成し、ホームページ等を活用して周知していこうと思っています。契約の対象が区内の事業者だけではないので、区外の事業者の方も契約の対象となることから、そういったところでは、非常に広い範囲で周知を行わなければならないことから、やはりまずは区のホームページを最大限活用していきたい

いと思っております。

区への報告でチェックシートというところでは、なるべく事業者の負担感等ですね、それと行政側の負担もありますので、その辺りを緩和して、簡易にチェックができるような形で様式を整えていきたいなと思っております。また、労働者へのアンケート等についても、条例の施行がまだこれからというところであり、他区では、ある程度条例が回った後に実施されているようなので、そういったところも見てアンケート等については検討していきたいと思っております。

また、社労士会との関係では、これまでも文京区では、一定の契約や指定管理者に対する労働条件モニタリングを実施しておりますので、その中でご協力をいただいているところでありますので、今後どういうふうに進んでいくかは、条例の施行を機に検討していきたいと考えております。

以上です。

●会長 ありがとうございます。いずれも重要な点だと思います。ほかにいかがでしょうか。

●委員 ご意見をお伺いして、本当に厳しい環境なのは私たち事業者も同じ、皆さんと一緒に働いている私たちも同じなので。ここの中で全部を語り合うことは難しいのかなと思うので、別の機会を設けていただくようにしたほうがいいのかと。皆さんの意見と、経営者側とか行政の立場とかというのは、多分別のところでもそういうことを設けるようお願いしたほうがいいのかという気はいたしました。とっても大事なことだと思うのですが。

ただ、やっぱり行政としても、予算、それは区の税収とかいろいろある中でどうやるかというか限りのあることなので、そこでどういうふうにこの審議会の中で有効な話し合いができることなのかというふうに、いろんな立場から考える必要があるだろうなと思いました。

おっしゃるように建設業界もそうですし、当社は廃棄物とかをやっている会社ですけども、やっぱり人は来ません。本当に高齢化になっていって、どうするのっていうことが本当に起こっている。日本中そういうことだと思うのですけれども、そこに対して今回は、令和7年度の労働報酬下限額を決めるということが、働く人たちや事業者にとっても良い形での何か展開ができていくような、できるところから何か生まれてくる会になるといいなというふうに思っております。

以上です。

●会長 ありがとうございます。

●委員 今お話があったように、これは事業者側と労働側がより綿密にお話をしていかないと

解決できない問題が多い、特に建設業界は先ほどご説明があったように、非常に高齢化が進んでいる。その中で、今年、先ほどお話があった担い手3法が3回目ですか、改正があったのは。ただ、それも十分浸透してっていないという中で、その中には工事の発注者側、例えば今回の場合で言えば、区にもそれなりの品質を確保するための責任があるということで、発注者、事業者と労働者側がきっちりその辺を理解していかないと、いろいろ行き違いが出てくると思いますので、そういう形で進めていただければと思います。

以上です。

●会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。委員、お願いします。

●委員 審議会の公開に関してなんですけれど、ぜひ新しくできた区ということで注目を集めておりますので、5人と言わず、ここにもう一列ぐらい作れるかと思うのですが。

先日、新宿区の公契約審議会を傍聴したところ、審議会委員の真後ろまで3列になっていました。まだ入れるように見えますので前向きにご検討いただければと思います。

●会長 ありがとうございます。

それではよろしいでしょうか。幾つかご要望もいただいたところでございます。

今後の審議でございますが、先ほどご指摘もございましたけれども、諮問にきちんと応えなければいけないという一方で、予算編成などにも関連してくるということですので、先ほどご説明があったとおり10月に第2回、12月に第3回を開催するという進め方で、今年度は進めさせていただくということではよろしいでしょうか。

本日の審議、いただいたご意見も踏まえながら審議を進めていきたいと思いますが、大枠としての審議会の開催予定についてはこの方向で進めるということで、ご了承いただければと思っております。

それでは、(2)のその他に入りたいと存じます。事務局からご説明をお願いいたします。

●契約管財課長 今後、議事録を作成したいと考えております。後日、皆様のほうにメール等でお知らせをさせていただきますので、校正等が終わりましたら、ホームページで公開をさせていただければと思っております。

●委員 すみません、進行で私が勘違いをしてしまって、議事のところで、今、令和7年度労働報酬下限額について審議会の運営、もともとのスケジュールの3回というところは、そこは確認されたかと思うのですが、区側からお示しいただいた資料第3号の3ページの(2)の部分については、若干意見があるのですが。



●会長 本日はスケジュールを決めて、第2回より本格的な議論をしたいと存じます。これありきではないというのが、事務局のご説明でございましたが、本日意見がございましたらお願いいたします。

●委員 具体的な数字に対しての意見ということでもよろしいですか。

●会長 そうですね。第2回でもまさにその点の審議をしたいと思いますが、今の時点でご発言がございましたらどうぞ。

●委員 今日、いきなり具体的な金額のところまでお話が至ると思っていなかったのですが、すみませんこちら準備不足ですけれども、1,291円を提示いただいた根拠をもう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

●会長 改めて、追加のご説明をいただければと思います。

●契約管財課長 資料集4の資料7号です。

こちらが他区との比較という表になっておりまして、まず今度の10月1日から、令和6年10月1日から適用される予定の東京都の最低賃金が1,163円ですけれども、これに対して、令和6年度の11区の労働報酬下限額の平均額に占める上半期の最低賃金の比率を掛けたものを、1時間当たりとして1,291円とさせていただいたものです。具体的には、1,235円を1,113円で割った比率が1.11ですけれども、これに10月からの最低賃金1,163円を掛け合わせたものが今回の案としてご提示させていただいた金額となっております。

●委員 これに関して意見を申し述べさせていただきます。

1,235円という平均値を取られているというのは、様々な先行自治体、近隣区がある中で高いところ低いところがありますが、あまり低いところは見えてほしくないですけれども、それは置いておいて、初年度で様子見がある中で、文京区としても平均値1,235円を見るというのは一定の合理性はあると思います。これは令和6年の下限額ですので、どこの区もこれから来年度の下限額を決めるので、当然今年の上昇率だったり、人事院勧告の内容だったり様々な指標を反映して、令和7年度の金額をそれぞれの区が総合的に判断し、勘案していくということになるかと思います。当然、今の時点ですべて出てくるのは近隣区ではまだありませんので、その場合にこれに何%掛けるのかということですが、やっぱり我々としては、最低でも5%ぐらいですね。我々連合の春闘、今年の間接の6月集計ですけれども、賃上げ5.78%です。昨年は3.62%でした。今年の間接が集計した6月に載った集計ですけれども5.78%ですし、今回の最賃の上昇率も5%です。人事院勧告もありましたし、何日か前には教職員の残業代も50年ぶりの引上げもありました。

そういったトレンドの中で、23区の公契約条例を制定している自治体に限って言えば、令和5年の1,155円から令和6年度の1,235円の伸び率は、6.9%ぐらいです。なので、仮に6%を掛けたとしても1,300円は超えると思いますし、仮にこれが5%の場合は1,297円ぐらいになると思いますので、やはり最低でも5%ぐらい。昨年の平均値を取る、また伸び率も昨年同様を取るということは、一定の客観的な数字としての合理性はあるのではないかなと思いますので、そういった点からもぜひご検討というか、また、他の委員の皆さんからもご意見をいただければいいのかなと思ってございます。以上です。

●会長 ありがとうございます。そうすると、令和6年度の平均額1,235円に、5年度から6年度の上昇率を掛けて、5%ないし6%の上乗せというのが正しいということですか。

●委員 正しいというか適正ですね、適正な労務費の水準というか。ある程度合理的な適切な水準、公務労働の対価としての水準ということ。なかなかどこの区も大変難しいというか、決めるに当たってはいろんな幅広い議論がされているかと思いますが、一定の水準を選択し、初年度において中間値を取るということは一つの考え方じゃないかなと思います。

●会長 分かりました。第2回の審議会もございますので、その中で具体的なやり取りもしたいと思いますが、せっかくご発言がありましたので、ほかの委員からも何かございましたらどうぞ。

●総務部長 今、ご提言いただきましたけれども、これは皆さんの意見を事務局が判断するものではありませんので、この審議会の委員の皆様方でご議論いただいて、区長に対して答申をいただくということになっていますから、それぞれのお立場の委員の方々がいらっしゃるので、その立場からご議論いただいて、この公契約審議会として適切な答えをいただければありがたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●会長 はい、分かりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、改めて(2)のその他でございますが、議事録についてご説明がありました次回の日程候補日についてということで、そここのところから再開をお願いいたします。

(日程調整)

## 7 閉会

●会長 それでは、以上をもちまして第1回文京区公契約審議会を閉会したいと存じます。本日はどうもありがとうございました。